

## 史料の概要紹介

古宇田 亮 修

当研究所では、昨年度より社会福祉法人錦華学院に所蔵される東京感化院時代の史料の翻刻公開を昨年度より開始した。本号はその二冊目に当たる。本年の翻刻作業についても、昨年度同様、北区古文書学習会有志の協力を仰いだ。とりわけ齋藤博会長、森谷宏、長坂文吉の三氏の御尽力なくしてこのような早期の公開はなし得なかったことを銘記し、厚く御礼申し上げる次第である。また本号の編集・版下作成は、昨年度と同様に、三好一成研究員の指導のもと、筆者ならびに菅田理一研究員が担当したものである。

本研究所では、去る平成一六年（二〇〇四）六月から十二月にかけて、三好一成を中心として錦華学院に所蔵される史・資料を調査する機会に恵まれた。その調査において、錦華学院の前身であり、日本で二番目の感化院である東京感化院にまつわる一次史料を多数発掘することができた。

当研究所の調査チームは、段ボールにして十二箱ほどに収められた全書類の調査を実施した。これらの段ボールに含まれた書類は、最近三〇年ほどの運営資料をのぞく錦華学院が所蔵するすべての史・資料と推測されるものである。整理は以下の手順を踏んで行われた。

- (1) すべての書類を段ボールから出し、東京感化院時代・錦華学院時代の二期に分類。
- (2) 二期に分けられた史料を一部ずつ、内容をチェックし、整理票に記入。

- (3) 整理票と史料の表紙を一緒にデジタルカメラにて撮影。
  - (4) 整理票を新たな封筒に付して、史料をその封筒に収める。
  - (5) 封筒を時期区分・内容別に分類した段ボール箱にあらためて納入。
  - (6) デジタルカメラにて撮影した表紙・整理票をエクセルに入力して分類。
- これら全史料の分類が終わった段階で、株式会社ニチマイの協力を得て、錦華学院の一室をお借りして、暗室でのデジタル・スキヤニングを行った。この作業には約二ヶ月ほどを要した。スキヤニングに用いた機械は、書籍を開いた形で左右の高さが水平になるように調節することができるもので、書類を真上から撮影するための専用機器である。設定は、Tiff形式、400 dpi、モノクロ二階調でおこない、これらをPDF形式に変換してCD-Rに収録した。撮影枚数は、総計約二万コマ（原本の頁数にして三万頁以上）近くにおよんだ。また、判読しがたい史料については、濃度設定を変えて二枚撮影をおこなった。
- なお入退院に関する史料については、プライバシーに配慮し、表題のみを確認するだけにとどめ、内容の閲覧・撮影を控えた。そのため、それらは以下の統計には含まれていないことをあらかじめお断りしておく。
- データの総容量は、PDFに変換した形で東京感化院時代が二、六七一MB、錦華学院時代が二、五六二MBとなった。なお写真資料に関しては、東京感化院時代のものは発見できず、錦華学院になってからの写真五〇枚余りを撮影するにとどまった。

東京感化院時代の史料分類については、以下のような項目を立てて行なった。( )内は細分類。

- ① 開設者・高瀬真卿関係（自筆原稿、関係綴り）
- ② 月報（東京感化院月報）

③ 規則類

④ 管理運営（経理関係、庶務関係、備品設備関係、理事会役員会関係、寄付金関係）

⑤ 経営組織（慈善会関係、経営連絡）

⑥ 感化教育（感化教育内容、感化成績）

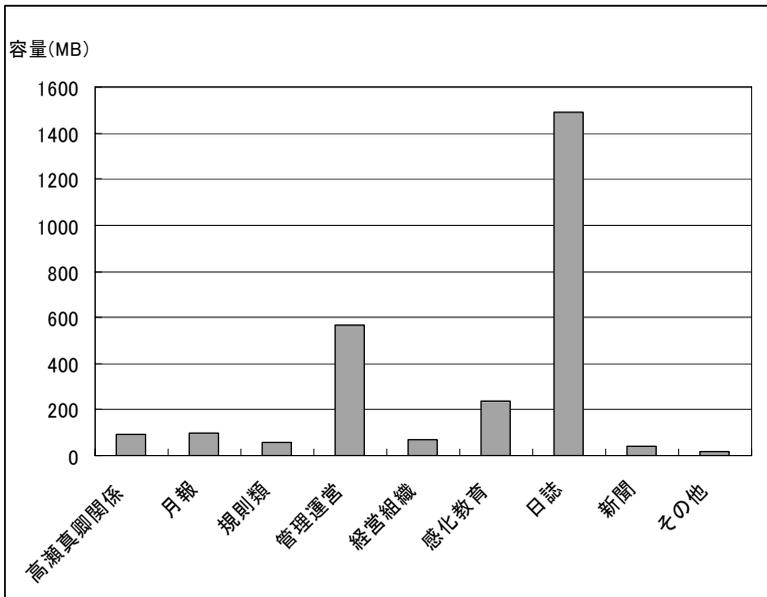
⑦ 日誌

⑧ 新聞資料

⑨ その他

全体の分量をイメージするために、撮影画像のデータ容量をグラフにしたものが以下である。史料現物を積み重ねれば以下のようになるというイメージである。なお、容量の小数点以下は四捨五入とした。

分類項目	容量 (MB)	%
高瀬真卿関係	94	3.52
月報	96	3.59
規則類	60	2.25
管理運営	567	21.23
経営組織	69	2.58
感化教育	238	8.91
日誌	1,490	55.78
新聞	40	1.50
その他	17	0.63
合計	2,671	100



以上のグラフを見る際に注意しなければならないのは、たとえば月報は全て活字史料のため、すべて手書きの日誌にくらべ、同じデータ容量でも三〜四倍程度の文字数が含まれていることである。それゆえ、字数の順に並べれば、おそらく日誌、管理運営、月報、感化教育という順番となろう。

以上を示したとおり、日誌は全体の五五％以上を占めており、記載の充実、ならびに保存状況の良さがうかがえる。以下にそのリストを掲げる。「標題」、「記載期間」、「(表紙を除いた)丁数の順に記す。

- 1 「明治廿年一月 日誌 第三号 東京感化院」〔一八八七年一年分〕、九九丁
- 2 「明治廿一年一月 日誌 第四号 東京感化院」〔一八八八年一年分〕、九九丁
- 3 「明治廿三年一月 日誌 東京感化院事務所」〔一八九〇年一年分〕、六八丁
- 4 「教授所日記 明治廿四年一月起」〔一八九一年一月四日〜九月二十六日〕、二五丁
- 5 「視察所日記 明治廿六年七月改」〔一八九三年七月一日〜同年末〕、一二七丁
- 6 「明治廿七年一月改 監督所日記 監督所」〔一八九四年元日〜四月三十日〕、九〇丁
- 7 「明治廿八年 日誌簿 東京感化院々司」〔一八九五年一年分〕、一三八丁
- 8 「明治廿八年八月起 日記 幼年家族」〔一八九五年八月二十六日〜同年末〕、四六丁
- 9 「明治廿九年 日誌簿 東京感化院院司」〔一八九六年一年分〕、九七丁
- 10 「明治廿九年第一月起 日記 幼年家族」〔一八九六年一年分〕、九九丁
- 11 「明治三十年一月 監督所日記」〔一八九七年元日〜八月三十一日〕、一〇〇丁
- 12 「明治三十年一月起 少年家族の誌 族長用」〔一八九七年元日〜十一月三十日〕、一一五丁

- 13 「明治三十一年一月 教務科日記」 「一八九八年一年分」、一三〇丁
- 14 「明治三十一年一月起 日誌簿 保存 東京感化院」 「一八九八年元日〓十二月十八日」、一二四丁
- 15 「明治三十二年一月起 日記 教務科」 「一八九九年一年分」、一一七丁
- 16 「明治三十二年一月起 日記 東京感化院」 「一八九九年一年分」、一一七丁
- 17 「明治三十三年一月起 日記 教務科」 「一九〇〇年一月十日〓同年末」、一一八丁
- 18 「明治三十四年一月起 日記 教務科」 「一九〇一年一年分」、一五九丁
- 19 「明治三十四年一月起 当直日誌 東京感化院」 「一九〇一年元日〓〇四年一月三日」、六二丁
- 20 「明治三十五年一月起 日誌 庶務科」 （表紙のみ）
- 21 「明治三十六年度 日記 教務課」 「一九〇三年一年分」、九九丁
- 22 「明治三十七年一月 明治三十八年一月度 日誌 庶務課」 「一九〇四年元日〓〇五年十二月二十八日」、  
一五一丁
- 23 「明治三十七年度 同三十八年度 日誌 教務課」 「一九〇四年元日〓〇五年末」、一三二丁
- 24 「明治三拾八年一月起 日誌 第壹号」 「一九〇五年元日〓十月十四日」、二一四丁
- 25 「明治三十八年十月起 日誌 第貳号 家族」 「一九〇五年十月十五日〓〇六年一月二十二日」、七一丁
- 26 「明治三十九年度 日記 教務課」 「一九〇六年元日〓五月三十一日」、二五丁
- 27 「明治三十九年度 日誌 庶務課」 「一九〇六年一月一日〓〇七年七月三十一日」、一三六丁
- 28 「明治三十九年十一月起 日誌 貳号 家族寮」 「一九〇六年十一月十二日〓〇七年一月八日」、五〇丁
- 29 「明治四拾年四月一日以降〓全四十一年十二月終 教務日誌 教務課」 「一九〇七年四月一日〓〇八年十二

- 月三十一日」、一八五丁
- 30 「明治四拾壹年 日誌 家族」〔一九〇八年一年分〕、二六一丁
- 31 「明治四十二年 日誌 東京感化院」〔一九〇九年元日〜十二月二十九日〕、九五丁
- 32 「明治四十二年 日誌 家族」〔一九〇九年一年分〕、二七〇丁
- 33 「明治四十三年度 日誌 東京感化院」〔一九一〇年元日〜十二月十二日〕、八四丁
- 34 「明治四十三年 日誌 一月起 家族」〔一九一〇年一年分〕、二八〇丁
- 35 「明治四拾四年 日誌 東京感化院」〔一九一一年元日〜十二月二日〕、八九丁
- 36 「明治四十四年 一月記 日誌 自明治四十四年一月〜至同四十五年四月三十日 家族寮」〔一九一一年元日〜一二年四月三十日〕、二六二丁
- 37 「明治四十五年五月起 日誌 自大正元年八月 至同二年一月 第二号 家族寮」〔一九一二年五月一日〜一三年一月十二日〕、一六三丁
- 38 「(標題なし)。「日誌 大正六〜七年」という付箋あり)」「一九一七年八月二十六日〜一八年十月二日」、九七丁
- 39 「大正十二年度 日誌 財団法人東京感化院」〔一九二三年元日〜二四年六月三十日〕、一〇〇丁

以上のうち、20 は表紙のみであるので、現存する東京感化院日誌は、計三八冊となる。本号ではこのうち、昨年度に公開した日誌史料(1〜4)に続く時期の日誌類(5〜10)を引き続き公開するものである。

個々の史料にふれる前に、本施設の所在地ならびに名称の変遷を確認しておく。

①東京府本郷区湯島両門町 称仰院内、現・文京区湯島四丁目で上野・不忍池沿い池之端東天紅の裏手

〔所在時期 明治十八年（一八八五）十月～明治二十二年七月〕

②東京市本郷駒込曙町一三 旧相馬藩邸借地、現・文京区本駒込二丁目辺り

〔所在時期 明治二十二年（一八八九）八月～明治二十六年十一月〕

③東京府南豊島郡渋谷村元下渋谷南豊島御料地内字羽澤、現・渋谷区広尾三丁目七番地、東京女学館辺り

〔所在時期 明治二十六年（一八九三）十一月～大正十三年七月〕

④東京府北豊島郡上板橋村二二五六、現・練馬区小竹町一―六〇―八

〔所在時期 大正十三年（一九二四年）八月（建築落成）～〕（同年四月二十四日に宮内省より土地下賜）

また、この間に名称も「私立予備感化院」（明治十八年十～十二月）↓「神宮教院感化院」（同十九年一～六

月）↓「東京感化院」（同年十月）↓「財団法人錦華学院」（大正十三年六月）↓「社会福祉法人錦華学院」

（昭和二十七年五月）という変遷を経ている。

〈史料7〉 視察所日記（明治二十六年七月改）

一二七丁からなる和綴じ本であり、一頁に一二行記載できる野線が引かれている。記載期間は明治二十六年七月一日から同年末日までである。七月二十三日、九月十日、同十二日に高瀬真卿院長による書込みが見られる。数名の筆跡が見られるが、最も多く記載されている草書体の筆跡は、錦華学院に保存されていた河村淡江の欠勤届と同一であることから、同氏の手によるものと考えられる。「視察所日誌」という標題のとおり、院生の動向が事細かに記載されている。

〈史料8〉 監督所日誌（明治二十七年一月改）

九〇丁からなる和綴じ本であり、一頁に一二行記載できる罫線が引かれている。記載期間は明治二十七年元日から四月三十日である。記載者は〈史料7〉と同じく河村淡江である。明治二十六年十一月三日、感化院移転に伴い、視察所は廃止され、その機能は、院生の賞罰と事務を取り扱う監督所と、院生の視察を執り行う見張所とに分けて引き継がれたようである（〈史料7〉の該当箇所参照）。内容的には、〈史料7〉の「視察所日記」の後継に当たるものと考えられ、院生の動向が事細かに記載されている。

〈史料9〉 日誌簿 東京感化院々司（明治二十八年）

一三八丁からなる和綴じ本であり、一頁に一二行記載できる罫線が引かれている。記載期間は明治二十八年一年分である。この史料の表紙に記載されている「東京感化院々司」については、〈史料7〉「視察所日記」によれば、明治二十六年十一月三日、感化院移転に伴う組織変更の掲示が以下のようになされている。

本院新築ニ付構造部署ニ変更ニシ來候ニ付院内部署左ノ通り改ム

明治廿六年十一月三日

院長

院司

従来主教部及事務所ニテ取扱候院務ハ総テ本司ニテ掌理ス（以下省略）

本史料の記載者は岡西閑亭と推測される。昨年翻刻を公開した「明治廿三年一月 日誌 東京感化院事務所」によると、岡西閑亭（当時監察）は明治二十三年四月十日に書記兼務を委嘱されていて、その日以降筆跡が変わっているのです、その筆跡は岡西のものと考えられる。それと比較しても、非常に共通点が多く、同一人によるも

のと判断できよう。内容は、来院者の対応、入退院の申請対応、外部連絡、職員の任免、送付・受領物品の管理、等々であり、感化院の運営に関する事項一般が記載されている。

〔史料10〕 日記 幼年家族（明治二十八年八月起）

四六丁からなる和綴じ本であり、四四丁に記載がある。また一頁に一二行記載できる野線が引かれている。記載期間は明治二十八年八月二十六日から同年十二月三十一日である。

この年の幼年家族においては、小林紫峯、芦谷曾軒、高瀬臯村が交代で当直を勤めている。小林紫峯は常勤としてほぼ毎日出勤している。記載者は筆跡から一人と考えられるので、常勤の小林紫峯と推測される。

〔史料11〕 日誌簿 東京感化院院司（明治二十九年）

九七丁からなる和綴じ本である。また一頁に一二行記載できる野線が引かれている。記載期間は明治二十九年一年分である。この年の記載者は書記の近藤奏水と推測されるが、確証は得られなかった。ほぼ全日に掌事・岡西閑亭の印が押されている。〔史料9〕と同じく、表紙に「東京感化院院司」とあるので、感化院運営に関する事項一般の記録と考えられる。

〔史料12〕 日記 幼年家族（明治二十九年第一月）

九九丁からなる和綴じ本であり、九七丁に記載がある。また一頁に一二行記載できる野線が引かれている。記載期間は明治二十九年一年分である。この年の幼年家族においては、小林紫峯、芦谷曾軒、高瀬臯村が交代で二

人ずつ当直を勤めていることが多い。小林紫峯は常勤としてほぼ毎日出勤している。前年の『日記 幼年家族（明治二十八年八月起）』〈史料10〉と同じ筆跡であり、おそらく常勤の小林紫峯の手になるものと推測される。

（当研究所 主任研究員）